

令和4年第2回愛荘町議会臨時会会議録

令和4年4月28日（木）午前9時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案趣旨説明
日程第 4 承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を
求めることについて
日程第 5 承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
につき承認を求めることについて
日程第 6 承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき
承認を求めることについて
日程第 7 議案第24号 契約の締結につき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

出席議員（14名）

1番 久保田 正 利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 村 西 作 雄 君	6番 森 野 隆 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すすみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 村 田 定 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 有村国知君 副 町 長 中西 功君

教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	上 林 市 治 君
総 務 政 策 監	生 駒 秀 嘉 君	福 祉 政 策 監 兼ワクチン接種推進室長	森 まゆみ君
産 業 政 策 監	北川三津夫君	経 営 戦 略 課 長	田 中 孝 幸 君
福 祉 課 長	小 林 充 周 君	税 務 課 長	本 田 有 弘 君

事務局職員出席者

議会事務局長	青 木 清 司	書 記	伊 谷 一 真
--------	---------	-----	---------

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、おはようございます。御苦労さまでございます。明日からは大型連休に入ります。3年ぶりにまん延防止や緊急事態宣言が出ていない、最大10日間と言われるゴールデンウィークとなります。皆様それぞれの御予定があることと思いますが、季節の変わり目でもございます。十分に御自愛を頂きたいと思っております。着座にて失礼をいたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和4年第2回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会をします。

◎開議の宣告

○議長（村田 定君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田 定君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番 小菅久宣君、6番 森野 隆君を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田 定君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（村田 定君） 日程第3、町長提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 令和4年第2回愛荘町議会臨時会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応も3年目を迎えました。ワクチン接種をはじめ、感染の波を抑えるための対策や体制は維持しつつ、これまでの間に積み重ねてこられた知見を基に、様々な工夫を凝らしながら、社会経済活動との両立を図っていくことが重要であります。

今年の春は、全国の各地において、3年ぶりに祭りや行事が復活したとの報道に触れることも増えました。当町といたしましても、各字、各地域の皆様の笑顔の多い日々の暮らしや誇り、絆を取り戻すためのお取組をお支えしてまいりたいと考えております。

それでは、臨時会に御提案いたします案件について御説明を申し上げます。承認案件3件、契約議決案件1件の合わせて4議案を御提案させていただきました。

まず、承認案件3件です。承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が改正されたことと併せて、令和4年度において新型コロナ感染拡大により一定の減収等があった場合に、国民健康保険税の減免を行うため、所要の改正を行うものでございます。

承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、国からの新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについての数値による保険料の減免措置を実施するために所要の改正を行うものでございます。

次に、契約の締結につき議決を求めることについてでございます。議案第24号の契約の締結につき議決を求めることにつきましては、愛荘町立福祉センター愛の郷空

調設備等改修工事の契約を締結するものでございます。

以上、承認案件3件、契約議決案件1件を令和4年第2回愛荘町議会臨時会に提案させていただきました。何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第4、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書1ページのほうをお願いをしたいと思います。承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付で次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告をさせていただき、承認をお願いするものでございます。

改正理由要旨につきましては、別冊、改正条例説明資料で御説明をさせていただきます。1ページから8ページまでが説明資料でございます。うち、3ページから8ページにかけては、新旧対照表でございます。

1ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、令和4年4月1日から施行されたことから、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

この改正条例の要旨でございます。法律の改正による条項の挿入や条項のずれなどを除きまして、住民に直接関係する主な改正点について御説明申し上げます。

まず、1番の第34条の7第1項第1号オの寄付金税額控除経過措置。平成26年度から7年を経過するまでの終了に伴う改正でございまして、一部条文を削除するものでございます。

3番の第73条の2第1項中「固定資産税課税台帳」の次に、「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加えるものでございます。

また、4番の第73条の3第1項中「固定資産税課税台帳」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加えるものでございます。

この3番、4番につきましては、固定資産課税台帳または固定資産課税台帳記載事項証明書にDV被害者等の住所が記載されている場合は、住所表記を変更するなど、一定の措置を講ずることを明確化するものでございます。

次に、少し飛びますけれども、次ページ、6番の付則第10条の3第9項は、上位法による定義において「等」が加えられたことからの改正でございます。内容といたしましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う法律改正でございます。

次に、景気回復に万全を期すために、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激減緩和の観点から、7番の付則第12条第1項中の「100分の5」の次に、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加えるものでございます。いずれにいたしましても、施行日は令和4年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長(村田 定君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(村田 定君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(村田 定君) 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(村田 定君) 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(村田 定君) 起立全員であります。よって、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(村田 定君) 日程第5、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案書の4ページをお願いをいたします。

承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、御説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付で次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認をお願いするものでございます。

別冊、改正条例説明資料をお願いをいたします。9ページから12ページまでが説明資料でございます。うち10ページから12ページまでが新旧対照表となっております。

1ページ目でございます。今回の改正理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が改正されたことと併せまして、令和4年度において、新型コロナウイルス感染拡大により一定の減収等があった場合に、国民健康保険税の減免を行うため、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございます。第2条課税額と第21条国民健康保険税の減額、付則9項課税額の改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について、現行63万円から65万円に2万円引き上げるとともに、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行19万円から20万円に1万円引き上げるものでございます。

また、付則21の項を新たに加えましたのは、令和4年度において、新型コロナウイルス感染拡大により一定の減収等があった場合に、国民健康保険税の減免を行うものでございます。これにつきましては、昨年からの同内容での継続延長となっております。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方については、保険税が全額免除、また、新型コロナの影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方については、要件に該当すれば保険税の一部を減額するものでございます。

以上、施行日は令和4年4月1日でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。反対討論を行います。

承認第2号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認に関しての提案に関して、反対を行います。

承認第2号の国民健康保険税条例は、基礎課税額、すなわち医療分の課税限度額63万円を65万円に、後期高齢者支援分19万円を20万円に引き上げる条例改定です。本条例改定において、新型コロナ感染拡大により一定の減収等があった場合に減免措置を講じるとしています。新型コロナ感染拡大で国民生活が疲弊していることから、適正な条例改正です。

岸田首相は、コロナ禍とウクライナ戦争、円安による物価高騰への対策、総合緊急対策を一昨日発表しました。総合緊急対策の発表に際して、国民生活を守り抜くために必要だと言明しています。

今回の国保税の条例改正は、国保税3%の引上げです。物価高騰は消費税3%に匹敵すると言われ、国保税3%と合わせると6%の税負担となります。介護分を合わせて100万円の大台の負担を強いる政策は、可処分所得を低く抑え、景気浮揚に逆行します。

また、専決処分された国保税の限度額の引上げは、国民生活を守り抜くためには必要な手だてを講じるとの岸田首相の意気込みにも逆行します。国が真剣に国民の暮らしを救うというのなら、消費税や所得税、そして国保税を視野に入れた減税を選択肢に入れるべきだとの新聞の社説を引用して、反対討論といたします。

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについての賛成討論を行います。

承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて賛成討論を行います。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する法令の施行に伴い、国民健康保険税の基準課税額及び後期高齢者支援金の課税限度額が改正されるもので、

被保険者の高齢化の進展等により医療給付等が増加する中、高所得者と中間所得者との負担バランスを考慮し、高所得者である若干の負担増となるが、これを行わなければ中間所得層の負担が増えるため、中間所得層の非保険者に配慮した保険税を設定することで、将来的な税の負担軽減を図ることができると考えております。

以上のことから、私は今回の国民健康保険税条例の改正について賛成するものであります。議員各位におかれましても、改正趣旨に御理解を頂き、賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（村田 定君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立多数です。よって、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第6、承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉政策監。

○福祉政策監兼ワクチン接種推進室長（森 まゆみ君） それでは、承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて御説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で次のように専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認をお願いするものでございます。

別冊、改正条例説明資料で御説明申し上げます。13ページをお開きください。

まず、改正の理由でございますが、令和2年2月1日より実施をいたしております新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について、厚生労働省事務

連絡により、令和4年度における減免措置に対する財政支援の取扱いとして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、普通徴収の納期限、特別徴収の場合は、特別徴収対象年金の支払い日がある令和4年度分の保険料の減免を行った場合に財政支援を行うこととされたことを受けまして、所要の改正を行ったものでございます。

要旨といたしましては、付則の第15項の内容について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合などに該当する第1号被保険者の保険料の減免の対象を令和元年度分から令和3年度分といたしていたものを令和4年度分とするもので、第15項中の「令和2年2月1日」を「令和4年4月1日」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「同年2月1日」を「同年4月1日」に改めるものでございます。改正後の条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

14ページは新旧対照表となっております。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、承認第3号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村田 定君） 日程第7、議案第24号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 議案第24号 契約の締結につき議決を求めることについて、御説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお開きください。契約の締結につき議決を求めることについて、次のとおり請負契約を締結することにつき地方自治法第96条第1項第5号並びに愛荘町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、令和3年度工事第32号、愛荘町立福祉センター愛の郷空調設備等改修工事。

契約の方法、一般競争入札。

契約金額、6,143万5,000円。

契約の相手方、住所、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子249番地。

氏名、株式会社湖東工業所。代表取締役、上林清作でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村田 定君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村田 定君） 起立全員であります。よって、議案第24号契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村田 定君） これでは本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（村田 定君） 町長、挨拶。

○町長（有村国知君） 第2回臨時会におきまして、全ての議案を御議決いただきまして、大変ありがとうございました。

○議長（村田 定君） これをもって令和4年第2回愛荘町議会臨時会を閉じます。大変御苦労さまでした。

閉会 午前9時29分

上記会議の次第は事務局長 青木清司の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 2 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 6 番